

[別紙1]

## とっとり県民活動活性化センター補助金の 事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (4月15日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

\* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

### 2. 交付決定通知 (交付申請から14日以内)

### 3. 事業開始 → 着手届不要

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了 → 完了届不要

※事業の完了とは:間接補助事業者に対する額の確定及び支払いが全て完了した日

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※概算払:支払い予定時期:4月

資料提出・問い合わせ先

輝く鳥取創造本部 とっとり暮らし推進局 協働参画課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7617 kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp